

○白井市福祉タクシー事業実施規則

平成3年3月30日

規則第7号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

改正 平成3年9月30日規則第19号

平成9年3月26日規則第13号

平成9年7月10日規則第22号

平成11年3月24日規則第4号

平成14年3月29日規則第28号

平成15年3月27日規則第14号

平成17年3月25日規則第12号

平成19年3月30日規則第2号

平成20年3月25日規則第11号

平成30年3月27日規則第10号

令和3年3月31日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、心身障害者又は要援護高齢者が社会参加、通院等のためにタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することによりタクシーの利用を容易にし、社会生活の範囲の拡大と交通の利便を図り、もって心身障害者又は要援護高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成20年規則11号〕)

(対象者)

第2条 タクシー料金の助成を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、運転免許証を所持し当該運転免許証により運行できる車両を所有している者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって障害の程度が2級以上の在宅身体障害者。ただし、視覚障害者、

下肢障害者及び体幹障害者にあつては、3級以上の在宅身体障害者

- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が重度と判定された在宅知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて障害の程度が1級の在宅精神障害者
- (4) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号に規定する要介護2、同項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当することについて介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による市の認定を受けたもの（一部改正〔平成19年規則2号・20年11号〕）

（利用の対象となるタクシー）

第3条 利用者の利用することができるタクシー（以下「福祉タクシー」という。）は、市長と福祉タクシーに関する覚書を締結したタクシー事業者（以下「事業者」という。）の所有しているタクシーとする。

（申請及び利用券の交付）

第4条 福祉タクシーを利用しようとする者は、あらかじめ白井市福祉タクシー利用券交付申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市福祉タクシー利用券（別記第2号様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付する利用券の枚数は、1箇月当たり3枚とする。ただし、腎臓機能障害で人工透析治療を受けている者に

あつては、1箇月12枚を限度に追加交付する。

4 前2項の規定により交付された利用券は、汚損又は破損による交換以外に再交付しないものとする。

(利用方法)

第5条 利用者が福祉タクシーを利用するときは、あらかじめ事業者等に電話等により申し込まなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 利用者が福祉タクシーを利用したときは、福祉タクシーの利用運賃から次条に規定する助成金の額を控除した額を支払い、併せて利用券1枚を運転者に提出するものとする。ただし、同時に2名以上の利用者が乗車する場合にあつては、いずれか1名が提出するものとする。

(料金の助成額)

第6条 利用者が、福祉タクシーを利用したときに受けられる助成額は、1回の利用について料金の2分の1とし、助成額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて算定する。ただし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とする。

(助成金の請求)

第7条 助成金の支払を受けようとする事業者は、毎月10日までに白井市福祉タクシー助成金交付請求書(別記第3号様式)に、白井市福祉タクシー利用状況内訳書(別記第4号様式)及び第5条の規定により提出を受けた利用券を添付し、前月分の助成金を市長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、第7条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業者に対し請求月の末日までに助成金の支払を行うものとする。

(利用券の返還)

第9条 利用者が利用券を必要としなくなったとき又は第2条に規定する利用者の要件を喪失したときは、速やかに利用券を市長に

返還しなければならない。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により利用券又は助成金を得た者があった場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

(事業者等の義務)

第11条 事業者及び運転者は、利用者の乗降等に際し、常に便宜を図るよう努めなければならない。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第19号)

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第13号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第28号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に利用した者に係る協力金の交付については、この規則による改正後の白井市福祉タクシー事業実施規則

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 11 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 10 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条第1項関係）

白井市福祉タクシー利用券交付申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者 住 所

（利用者）氏 名

電話番号

生年月日

白井市福祉タクシー事業実施規則第4条第1項の規定により、白井市福祉タクシー利用券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

該 当 区 分 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください）	身体障害者 手帳	<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級（視覚・下肢・体幹） 障害名（ ）
	療育手帳	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> Aの1 <input type="checkbox"/> Aの2 <input type="checkbox"/> Aの1 <input type="checkbox"/> Aの2
	精神障害者 保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 1級
	要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

市記入欄

- ・該当区分確認 介護保険被保険者証 身体障害者手帳等
その他（ ）
- ・申請者本人以外確認 社員証 健康保険証 運転免許証
介護支援専門員証 マイナンバーカード
その他（ ）
- ・交付番号 【 】
- ・配布枚数 【 】

受付印

第2号様式（第4条第2項関係）
（表）

白井市福祉タクシー利用券				
運転者記入欄		利用者記入欄		
乗車年月日	年 月 日	利用者番号	第 号	
乗車区間	から	氏 名		
	まで			
料 金	メーター表示料金	円	有効期限	
	障害者割引料金	円		年 月 日
	公費助成金額	円		
	本人負担金額	円		
運転者氏名			発行 者 白井市長 印	
			公印なきもの無効	

（裏）

白井市福祉タクシー利用券の使用に係る注意事項

- この券は、1回の乗車について1枚のみ使用できます。なお、利用券をお持ちの方が複数で乗車する場合は、どちらかが1枚使用してください。
- この券は、交付を受けた本人以外に使用できません。ただし、介護者等の同乗は差し支えありません。
- 助成額は、料金の2分の1で端数は切り上げ計算ですが、1,000円を限度とします。
- 自己負担分の料金と利用券1枚を運転者にお渡しください。
- 白井市に住所を有しなくなった場合や資格の要件に変更があった場合は、速やかに白井市役所(担当課)まで届け出てください。
- 有効期限を過ぎての使用や他人への譲渡等、不正に使用した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

第3号様式（第7条関係）

白井市福祉タクシー助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）白井市長

所在地
事業者 名称
代表者 ⑩

白井市福祉タクシー事業実施規則第7条の規定により、助成金を次のとおり請求します。

金 円

ただし、年 月分として

添付書類 白井市福祉タクシー利用状況内訳書
白井市福祉タクシー利用券 枚

別記第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

（全部改正〔令和 3 年規則 1 2 号〕）

第 2 号様式（第 4 条第 2 項関係）

（一部改正〔平成 2 0 年規則 1 1 号・3 0 年 1 0 号〕）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）